

水源地域の森林の保全の在り方に関する答申
(案)

平成 27 年 2 月

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会

目 次

(ページ)

1	水源地域の森林を保全するための新たな条例の制定について	1
2	三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）案 要綱	
(1)	目的	2
(2)	定義	2
(3)	基本理念	2
(4)	県の責務	2
(5)	土地所有者等の責務	2
(6)	事業者の責務	2
(7)	県民の責務	3
(8)	市町との連携等	3
(9)	国との連携等	3
(10)	基本施策	3
(11)	水源地域及び特定水源地域の指定	3
(12)	土地所有権等の移転等の届出	4
(13)	市町長への通知等	5
(14)	報告の徴収及び立入調査等	5
(15)	助言	5
(16)	勧告	6
(17)	公表	6
(18)	市町の条例との関係	6
(19)	過料	6
(20)	規則への委任	6
(附 則)	施行期日	7
	三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）案のイメージ図	8

1 水源地域の森林を保全するための新たな条例の制定について

本県の水源地域の大部分を占める森林は県土の65%を占め、古くから林業が盛んであったことから、所有者ごとの面積割合では私有林が最も多く82%を占めています。

一方、所有森林が10ha未満の小規模な林家が全体の約9割を占め、林業の採算性の悪化による所有森林への関心の低下や、森林境界の不明確化などを起因とする、管理が不十分な森林の拡大が懸念されています。

他の道県では外国法人等による目的が不明確な森林の取得事例もみられるなど、水源地域の森林の保全管理に懸念が高まるなか、平成27年2月現在15道県において森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例が制定されています。

このような森林を取り巻く環境の変化に応じ、当検討委員会は「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例第2条」の規定により、水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について知事から諮問をうけ、これまで5回にわたり検討を重ねてきました。

その結果、水源地域の森林を保全するために、次項に示す新たな条例を制定することが適当と認められます。

なお、条例の制定による土地所有権等の移転等の事前届出の目的は、土地所有者等の意識の向上と不適切な取引の未然防止と考えられますが、届出という一定の行為を土地所有者等にお願いする以上は、目的の達成のためにその実効性が担保されることが必要と考えます。

このため、条例が制定された場合には、その目的や内容について土地所有者等を含め広く県民に周知を図るとともに、届出が提出された後の、県や市町の具体的な事務処理のガイドラインの作成など、条例制定後にその制度が適切に効果を発揮できるような体制づくり、システムづくりを速やかに進められたい。

2 三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）案 要綱

1 目的

この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源かん養機能の維持増進に寄与することを目的とすることとします。

2 定義

- (1) この条例において「水源地域」とは、11の(2)により指定された区域とすることとします。
- (2) この条例において「特定水源地域」とは、11の(3)により指定された区域とすることとします。
- (3) この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権、その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という）を有する者とするものとします。

3 基本理念

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源かん養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならないこととします。

4 県の責務

県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとするものとします。

5 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域が水源かん養機能を有することを深く認識し、水源地域における適正な土地利用に配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するように努めるものとするものとします。

6 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するように努めるものとするものとします。

7 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとするものとします。

8 市町との連携等

県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求めるものとするものとします。

9 国との連携等

県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとするものとします。

10 基本施策

県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進するものとするものとします。

ア 水源地域の森林が有する水源かん養機能の維持増進を図るため、適切な造林、保育等の森林施業の実施その他の必要な措置を講じることとします。

イ 特定水源地域においては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林指定の推進、その他必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林経営の受託又は、森林の取得等による森林の公的な管理を促進することとします。

ウ 水源地域内の土地の所有権等の移転又は設定（以下「所有権等の移転等」という。）に関する届出に基づき、助言その他の施策を適時に行い、水源地域における適正な土地利用を図ることとします。

エ 水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講じることとします。

11 水源地域及び特定水源地域の指定

(1) 知事は、水源地域等の指定に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとするものとします。

(2) 知事は、基本指針に沿って、森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、水源かん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定することができるものとします。

(3) 知事は、基本指針に沿って、水源地域のうち、水源かん養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、当該区域が所在する市町の長の提案に基づき、特定水源地域として指定することができるものとします。

- (4) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び三重県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。
- (5) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならないこととします。
- (6) (5)の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができることとします。
- (7) 知事は、(6)の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする事とします。
- (8) 知事は、水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町長に通知しなければならないこととします。
- (9) 水源地域及び特定水源地域の指定は、(8)の規定による告示によってその効力を生ずることとします。
- (10) (4)から(9)までの規定は、水源地域及び特定水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用することとします。

12 土地所有権等の移転等の届出

- (1) 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等をする契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。
 - ア 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - ウ 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
 - エ 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - オ 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
 - カ アからオに掲げるもののほか、規則で定める事項
- (2) (1)の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないこととします。
 - ア 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合
 - イ 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合
 - ウ ア、イに掲げる場合のほか、規則で定める場合

- (3) 土地所有者等は、(1)の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、(1)のAからカに掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

1.3 市町長への通知等

- (1) 知事は、12の(1)又は(3)の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする事とします。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができることとします。

1.4 報告の徴収及び立入調査等

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、12の(1)又は(3)の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとします。
- (2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源かん養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができることとします。
- (3) (2)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととします。
- (4) (2)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。

1.5 助言

- (1) 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要な助言を行うことができることとします。
- (2) 届出者は、(1)の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする事とします。
- (3) 知事は、必要があると認めるときは、12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対して、直接に、(1)の事項について助言を行うことができることとします。

16 勧告

知事は、土地所有者等又は届出者が次のアからウのいずれかに該当する場合において、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

ア 12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

イ 14の(1)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 14の(2)規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

17 公表

(1) 知事は、16の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとします。

(2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

18 市町の条例との関係

市町が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源地域における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町の区域においては、12から17まで及び19の規定は、適用しないこととします。

19 過料

次のアからウのいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。

ア 12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 14の(1)の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

ウ 14の(2)の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

20 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

附 則

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、12から19までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとします。

(2) 経過措置

12の規定は、(1)に規定する規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用することとします。

「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」案イメージ

